

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																							
呉竹医療専門学校		平成21年3月31日		松原 哲		〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1 (電話) 048-658-0001																							
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																							
学校法人 呉竹学園		昭和31年10月17日		理事長 坂本 歩		〒160-0008 東京都新宿区四ツ谷三栄町16番12号 (電話) 03-5362-3776																							
分野	認定課程名	認定学科名				専門士	高度専門士																						
医療	医療専門課程	鍼灸科 I 部				文部科学省告示第152号 (平成22年11月29日)	-																						
学科の目的	本校は、はり師及びきゅう師の養成に必要な高度の専門知識及び技術を授けるために、臨床現場や専門領域などの最前線で活動している経験豊富な企業、地域の業界団体及び学術団体等と連携を図ることによって、国家試験や実技審査への対応にのみとられることなく、社会の要請に対応した実践的教育を提供するとともに、一定水準の実践技能を修得したことを確認する体制を構築して、国民の保健衛生の増進に寄与できる有為の人材を育成することを目的とする。																												
認定年月日	平成26年3月31日																												
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																						
3	昼間	2670時間	1914時間	時間	180時間	時間	576時間																						
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																							
90人		11人	0人	12人	23人	35人																							
学期制度	<ul style="list-style-type: none"> ■1学期: 4月1日～6月30日 ■2学期: 7月1日～10月31日 ■3学期: 11月1日～3月31日 			成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 ・成績評価の基準は、100点満点換算で100～90点をA、89点～70点をB、69点～60点をC、60点未満をDとし、A・B・Cを合格、Dを不合格と定めている。ただし、出席の割合が70%に達していない者は、当該科目について評価を受けることは出来ない。 ・成績評価の方法は主に定期試験・技術試験・レポート課題等により行っている。それらの評価の配分は、各科目毎に設定されており、各科で作成したシラバスに掲載されている。 																								
長期休み	<ul style="list-style-type: none"> ■学年始: 4月1日 ■夏季: 8月1日～8月25日 ■冬季: 12月26日～1月5日 ■春季: 3月25日～3月31日 ■学年末: 3月31日 			卒業・進級条件	<ul style="list-style-type: none"> ■卒業要件 ・本校に3年以上在籍し、卒業までに必要な単位を全て修得した者。 ・実技認定試験に合格した者。 ■進級要件 ・当該年度で修得すべき単位を全て修得した者。 																								
学修支援等	<ul style="list-style-type: none"> ■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 1週間以上連続して欠席する者には、事由を聴取した上で欠席届を提出させている。(病欠の場合は原則として診断書を提出)。各科目の延べ欠席率が年間予定講義数の10%に達しようとする者には、担任及び科目担当者から口頭で注意を促す。20%に達しようとする者には、科長より警告文書により注意を行っている。25%に達しようとする者には校長より保証人に通知を行っている。30%に達しようとする者には科長、担任及び科目担当者からの嚴重注意を行い、原級留置の注意を喚起している。また、成績不良科目(60点未満)については、再試験や補習を行い、成績の向上を図っている。 			課外活動	<ul style="list-style-type: none"> ■課外活動の種類 スポーツ大会 学園祭 呉竹医学会学術大会 東洋療法学校協会学術大会 ■サークル活動: 有 																								
就職等の状況※2	<ul style="list-style-type: none"> ■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 治療院、病院・診療所、介護施設など ■就職指導内容 ・在校生、卒業生向け呉竹学園求人検索システムにて求人情報を提供。 ・埼玉県労働産業部や大宮ハローワークより講師を招いて就職支援労働講座を開催。 ・企業等とのマッチングを行い、就職相談会の開催。 ■卒業生数 : 6 人 ■就職希望者数 : 3 人 ■就職者数 : 3 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 50 % ■その他 ・進学者数: 3名 			主な学修成果(資格・検定等)※3	<ul style="list-style-type: none"> ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年7月31日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり師</td> <td>②</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>きゅう師</td> <td>②</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 					資格・検定名	種	受験者数	合格者数	はり師	②	6人	6人	きゅう師	②	6人	6人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																										
はり師	②	6人	6人																										
きゅう師	②	6人	6人																										
(令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日 時点の情報)																													

<p>中途退学の現状</p>	<p>■中途退学者 2名 ■中退率 10.5%</p> <p>令和3年4月1日時点において、在学者19名（令和3年4月1日入学者を含む） 令和4年3月31日時点において、在学者17名（令和4年3月31日卒業者をを含む）</p> <p>■中途退学の主な理由 学業不振、進路変更、病気・体調不良など</p> <p>■中退防止・中退者支援のための取組 退学率については、月報により要因や傾向等を学年毎に把握し、担任による面談や個別補習等を実施している。中途退学は成績不良が主な要因を占めており、学習面の指導体制については、入学前より入学前授業を実施して学習指導を実施し、入学後の成績不良者には補習や課題を実施しているほか、個別指導の充実を図っている。また、保護者との連携を強化すべくHP上にページを設けているほか、心理面の指導体制については、公認心理師を配置して個別相談に応じる体制を整えている。</p>
<p>経済的支援制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特待生奨学制度：前年度の学業成績および学術研究の評価により特に優秀で他の在校生の模範となる学生を対象とし、減免年度の授業料の一部を免除する。 ・経済的困窮者に対する学費減免制度：在学中に家計支持者が規程要件に該当し、且つ審査の結果、学費の減免が必要と認められた場合、授業料の一部を免除する。 ・校友会推薦奨学制度：本学園の卒業生（校友会会員）より推薦され入学した方を対象として、入学金の一部（10万円）を入学後に付与する。 <p>■専門実践教育訓練給付：給付対象外</p>
<p>第三者による学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p>
<p>当該学科のホームページURL</p>	<p>https://www.kuretakeiryo.ac.jp/department/index.html</p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

国家試験や卒業要件となる実技審査のみにとらわれることなく、国家資格取得後に職域で遭遇することの多い疾病に対する実践的かつ専門的な技能の修得のために、施術所、診療所・病院及び福祉介護施設などの企業、地域の職業団体及び学術団体等(以下「企業等」という。)の専門性、高い技術力及び豊富な経験等を活用して、社会の要請を反映した授業科目の設置や授業の展開方法の工夫等を行うとともに生徒の修得水準を企業等と学校が協力して評価する。このような取り組みを含む教育課程全般について、学校は教育課程編成委員会へ報告し審議を受ける。教育課程編成委員会の意見や要望については学校教育課程の編成にかかる作業部会において検討したうえで、教育課程の編成に反映する。

本校における一連の自主的な取り組みを持続可能とするために、企業等との連携は、生徒の就職先の人材の専門性の動向、地域振興の特性や方向性及び新規の成長領域をとらえた実践的かつ専門的な授業等を実施することができ、年間を通じて組織的に学校と協力して授業を行える企業等を対象として行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、教育編成会議作業部会の検討結果について審議するため、校長が設置し年2回開催するものとして、「学校法人呉竹学園教育課程編成規則」及び「呉竹医療専門学校教育課程編成委員会実施要綱」により位置付けられている。教育課程編成委員会での審議結果を踏まえた教育編成作業部会を開催し、内容を検討した上で実際の教育課程へ採用する事としている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
河原 保裕	公益社団法人埼玉県鍼灸師会会長	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	①
長嶺 芳文	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会副会長	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	①
堀口 和彦	光和堂鍼灸治療院院長	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	③
佐々木 治子	治・整う鍼灸院～鍼ko灸～	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	③
保坂 正和	株式会社フレアス運営部部长	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	③
永島 茂雄	ナガシマ鍼灸院	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間開催数:2回 / 開催時期:毎年6月と2月

(開催日時)

第1回 令和4年6月18日 18:00～19:30

第2回 令和5年2月25日 18:00～19:30

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

(1) コロナ禍の短縮授業における実技練習時間の短縮について

【意見1】フリースペース時間中のテーマ設定をした実技指導はどうか。

【活用】緊急事態宣言や蔓延防止法等のコロナ禍の社会状況を鑑みて2学期以降に導入した。「フリースペース目標宣言」という形で学生に利用を促した。

シラバス内容に照らして実技練習における目標設定を具体的に提示し、各学生は到達目標の習得意識を高める啓蒙と運用の取り組みを行った。コロナ禍で10月～12月の期間に限られた実施だった。

【意見2】解剖的知識・実技の目的を意識させた指導について

【活用】4月に開催された非常勤講師連絡会で外部講師も含めて実技の指導方法を共有した上で、施術目的を理解させながら実技練習することを実施した。

(2) 学生を採用する立場として企業が欲する人材を育成する教育について

【意見1】患者が欲することを読み取る能力が要であるため、人間力、コミュニケーション能力を育成して欲しい。

【活用】「医療コミュニケーション学、東洋医学のエビデンス」の授業内にて実施している。

(3) 臨床総合演習の改変取り組みについて

【意見1】東洋医学の知識を臨床活用するには、鍼灸の適、不適の鑑別が必要。鍼灸適応の場合、その上でどうやって東洋医学の言葉を使って分析して説明するかが大事。

【意見2】整形外科疾患がメインの治療をしている。しかし、どんな疾患でも全身的な見方が必要。運動学的メカニズム、精神的な部分、生活状況を総合的に踏まえて考えることが大事。局所に限らない視点で対応できることが東洋医学の強みである。

【意見3】国家試験の傾向に国語力が問われている。患者と問診を通じて対峙していると患者の訴えを読み取る力、問診力が必要。そこを今の学生には不得手にしている点が懸念され、今の学生には国家試験で試されている所だと感じている。問題解答に時間がかかり、常に読解力が必要になってきているならば、言葉の意味を曖昧なままにしたまま、知識を積み上げてしまう学生傾向を直す指導が必要である。

【意見4】なぜ、その治療穴を用いるのかを学生に伝えてほしい。臨床に必要な総合的な観点で治療ができることが望ましい。

【意見5】フリースペースの中で症例問題を提示して、治療方針を模索するトレーニング方法があったらよいのではないかと。人の身体に触れる事にも慣れてくるのではないかと。フリースペースの利用が楽しいなど感じる機会があれば、機会の利用に集まる学生数も増えてくると考える。そんな学習方法もあると考える。

【活用】上記意見を参考に、来年度のシラバス作成を実施した。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、実践的な実習・演習等の授業を行う。企業から派遣された講師は、患者さんへの接し方や施術方法等について、日常の臨床経験を生かした実践的かつ専門的な実技実習指導を行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実技実習計画の作成、実習・講義の実施、実技試験の実施と評価について企業と協定書を締結し、鍼灸臨床に必要な種々の技術について教授することとしている。当該講師には事前にシラバス作成を依頼し、授業内容・評価等について本校の教育方針に基づき、専任教員と内容の確認・調整を行っている。実習施設内における学生の授業態度等についても、適宜報告の上、情報を共有し、協力して学生指導を行っている。実施授業には専任教員も補助員として参加し、協力して授業を行っている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床総合講座Ⅷ(東洋臨床診察治療学演習)	今までに学んだ「東洋臨床診察治療学」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	高野はりきゅうマッサージ治療院
臨床実習Ⅲ	市中のあはき治療院での見学実習を行う。医療人としてのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の役割について理解し、どのように施術に係わるべきかを学習することを目的とする。実務経験のある臨床実習指導者講習会修了の開業鍼灸師の指導のもと臨床実習を行う。	呉竹メディカルクリニック

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学校法人呉竹学園研修規程により、学校は教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励すること、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努めること、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行うことを定めている。実施については各種学会・連盟・委員会等から告知された内容を基に、年次計画に沿って計画的に参加しており、研修後は「研修会(講習会)・学会等参加報告書」をにより、得られた知識と技術について学内で共有している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

教員の専攻分野における研修は、(公社)日本鍼灸師会、(公社)全日本鍼灸学会をはじめ、関連する企業等との連携により行っている。

令和3年度研修・学会:第70回 全日本鍼灸学会学術大会 福岡大会 主催:(公益社団法人)全日本鍼灸学会 日程:6月 対象:学科教員 研修内容:健康・医療のブレイクスルーと鍼灸～からだところをとらえる五感の医術～

研修会:令和3年度療養費研修会 主催:(公益財団法人)埼玉県鍼灸師会 (公益社団法人)埼玉県鍼灸マッサージ師会 日程:8月 12月 対象:専任教員・施術所職員 研修内容:保険業務に関する最新情報の教育指導など

:全日本鍼灸学会支部学術集会 主催:(公益財団法人)全日本鍼灸学会各支部 日程:月毎 対象:学科教員 施術所職員 研修内容:認定鍼灸師取得に向けた自己研鑽

② 指導力の修得・向上のための研修等

教員の指導力に関する研修は、(公社)東洋療法学校協会や関連する企業等との連携により行っている。

令和3年度研修・学会:第45回東洋療法学校協会教員研修会 主催:(公益財団法人)東洋療法学校協会 日程:8月19・20日 対象:学科教員 研修内容:教育アップデート 新しい教育課程の運営と授業デザイン

第32回呉竹医学会学術大会 主催:学校法人呉竹学園 日程:10月 対象:全教職員 研修内容:学生の能動的な研究活動に対する支援など

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

教員の専攻分野における研修は、(公社)日本鍼灸師会、(公社)全日本鍼灸学会をはじめ、関連する企業等との連携により行っている。

令和4年度研修・学会:第71回 全日本鍼灸学会学術大会 東京大会 主催:(公益社団法人)全日本鍼灸学会 日程:6月 対象:学科教員 研修内容:現代医療における鍼灸の役割り 一未来へ向けての鍼灸のチカラ

研修会:令和4年度療養費研修会 主催:(公益財団法人)埼玉県鍼灸師会 (公益社団法人)埼玉県鍼灸マッサージ師会 日程:8月 12月 対象:専任教員・施術所職員 研修内容:保険業務に関する最新情報の教育指導など

:全日本鍼灸学会支部学術集会 主催:(公益財団法人)全日本鍼灸学会各支部 日程:月毎 対象:学科教員 施術所職員 研修内容:認定鍼灸師取得に向けた自己研鑽

② 指導力の修得・向上のための研修等

令和4年度 教員の指導力に関する研修は、(公社)東洋療法学校協会や関連する企業等との連携により行っている。

令和4年度研修・学会:第45回東洋療法学校協会教員研修会 主催:(公益財団法人)東洋療法学校協会 日程:8月18・19日 対象:学科教員 研修内容:創生～原点から新たな未来へ

第33回呉竹医学会学術大会 主催:学校法人呉竹学園 日程:10月 対象:全教職員 研修内容:学生の能動的な研究活動に対する支援など

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本校が選任した委員(卒業生・保護者・企業関係者等)により「学校関係者評価委員会」を設置し、自己評価結果に基づき、評価を実施し、評価結果、課題の改善に向けた指導・助言をまとめたうえで、ホームページで公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	基準1 教育理念・目的・育成人材像
(2) 学校運営	基準2 学校運営
(3) 教育活動	基準3 教育活動
(4) 学修成果	基準4 学修成果
(5) 学生支援	基準5 学生支援
(6) 教育環境	基準6 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	基準7 学生の受入れ募集
(8) 財務	基準8 財務
(9) 法令等の遵守	基準9 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	基準10 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

重点目標に関する具体的な取り組みを次のとおり行った。

- ① 予算明細書及び事業報告書の作成
- ② 学則改定に伴う諸規定の見直しと整備
- ③ 学生支援体制の強化

その他、各評価項目において受けた指導・助言については、学校内の運営組織「教務会」において、進捗状況の確認と課題の検討を行って、学校運営の改善に取り組んでいる。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

#REF!

名前	所属	任期	種別
河原 保裕	公益社団法人埼玉県鍼灸師会会長	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	企業等委員
長嶺 芳文	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会副会長	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	企業等委員
山本 光彦	公益社団法人埼玉県柔道整復師会 常務理事	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	企業等委員
山岸 克也	卒業生 呉竹会会長	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	卒業生
竹沢 誠	保護者 代表	令和4年4月21日～ 令和5年3月31日	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.kuretakeiryo.ac.jp/about/evaluation.html>

公表時期: 令和3年10月20日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の学校関係者に対して、学校の運営状況をホームページ、ソーシャルネットワーク及び学校案内などによって公開する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育理念、教育目標、育成人材像、運営方針、教育方針、中期的目標、校長名、所在地、連絡先等
(2) 各学科等の教育	入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員 在学学生数、進級・卒業の要件等 学習の成果として目指す資格 資格取得、検定合格等の実績 卒業生数、卒業後の進路
(3) 教職員	教職員数、教職員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実習・実技への取り組み状況 就職支援等への取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況、課外活動
(6) 学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の取扱い、活用できる経済的支援措置の内容
(8) 学校の財務	資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	短期留学の取り組み状況
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.kuretakeiryo.ac.jp/>

公表時期: 令和4年5月25日

授業科目等の概要

(医療専門課程 鍼灸科 I 部) 令和3年度																
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
									講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
	○			総合基礎 I	【生物 I】細胞から始まり生物を構成する物質、代謝、遺伝子など生物の基礎を学ぶ。高校生物基礎の学習内容を基本としつつ医療への道へ進む学生の進路に役立つ基礎教養を重点的に学べるような内容と	1 ① ②	30		○			○				
	○			総合基礎 I	【文章表現・読解法】1) 文章作成の実践指導及び小論。2) 文の添削・批評を中心に展開する。したがって、学生主体に繰り広げたいと考えているので、積極的な参加と不断の努力を望む。3) その場で「読み・書き」の課題(テーマ)を出す。主に前半は読解に努め、後半は各自に作文してもらう。	1 ① ②	30		○			○				
	○			総合基礎 I	【コミュニケーション心理学】心理学の基礎的な知見を習得することで心の問題に関する科学的視点を養い、深い人間理解を目指す。	1 ② ③	30		○			○				
	○			総合基礎 I	【生物 II】前期生物 I で学んだ内容を基本にさらに生物について学ぶ。特にヒトを中心とした恒常性・免疫・神経・感覚器を健康と関連付けて学ぶ。	1 ② ③	30		○			○				
	○			総合基礎 II	【医用英語 I】初歩的なオーラル英語から始めて、教科書の内容を材料に外国人の患者とコミュニケーションがとれるようリスニング、スピーキングの訓練をする。時折英語の文献にも触れ、高度な英文に接する機会も維持する。	2 ① ②	30		○			○				
	○			総合基礎 II	【医用英語 II】教科書の内容を材料に外国人の患者とコミュニケーションがとれるようリスニング、スピーキングの訓練をする。時折英語の文献にも触れ、高度な英文に接する機会も維持する。	2 ② ③	30		○			○				
	○			総合基礎 II	【化学 I】元素名と元素記号、さらに化学式を学び、物質の構造、状態変化・化学変化と物理変化の相違を説明できるように展開していく。また、生理学に結びつける事を念頭におき、酸性・アルカリ性と pH や無機化合物と有機化合物の相違も講義に取り入れて行く。	2 ① ②	30		○			○				
	○			形態機能学 I	生体の構造を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な構造が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な構造を学んでいく。	1 通	72		○			○				
	○			形態機能学 II	生体の機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な機能を学んでいく。	1 通	72		○			○				
	○			形態機能学 III	生体の構造機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な構造機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な構造機能を学んでいく。	3 通	72		○			○				
	○			形態機能学 IV	生体の機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な機能を学んでいく。	3 通	72		○			○				
	○			臨床医学 I	臨床に必要な診察および治療に関する医学知識ならびに技能の概要を理解する。	2 ② ③	48		○			○				
	○			臨床医学 II	疾病の全体像、すなわち原因、経過、治療法、予後、および結末を総合的に理解するために、疾病における形態と機能の変化、および本態を学習する。	3 ①	24		○			○				
	○			臨床医学 III	国家試験に合格するために、臨床医学各論について総括し、理解を深め、国家試験レベルの問題に正しく解答できる力を身につける。	3 ② ③	48		○			○				
	○			臨床医学 IV	国家試験に合格するために、臨床医学総論について総括し、理解を深め、国家試験レベルの問題に正しく解答できる力を身につける。	3 ② ③	48		○			○				
	○			疾病治療論 I	障害を理解し、リハビリテーションの各時期に応じた対応を学ぶと共に、あはき施術・介護分野・リハビリテーションにおける臨床・福祉の現場で活用できる、障害評価手法を学び実践をする。	2 ② ③	48		○			○				
	○			疾病治療論 II	リハビリテーションは運動機能、日常生活活動の能力の障害を回復させ、社会・環境への適応を促進するために必要な第 4 の医学と呼ばれる。ここでは、リハビリテーション医学を理解し、障害と障害者への対応の概念を疾患別に学ぶ。	3 ①	24		○			○				

18	○		疾病治療論Ⅲ	今までに学んだ「リハビリテーション医学概論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48		○		○	○		
19	○		保健と医療Ⅰ	公衆衛生学とは健康を維持増進させる学問である。理想的な健康像とはどういうことなのか、健康管理は個人や行政ではどのように考え、実践されているか、地球温暖化などの地球的規模の環境問題から空気・水・食品など私達を取り巻く生活環境に関する知識、職業がどのように健康に影響を与えるのか、生活習慣病の実態と予防はどのようにしているのかといったことなどを学んでいく。	1 通	72		○		○		○	
20	○		保健と医療Ⅱ	免許を与えられて施術を行う責任感を持ち、わが国の社会保障制度について習得するために、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師として医療保険療養費支給申請の手続きを理解する。良質な医療連携を担えるようにはき師としてどうあるべきかを考察するために、医療倫理について理解する。	2 ①	24		○		○		○	
21	○		東洋医学Ⅰ	東洋医学の沿革について学ぶ。また東洋医学の基本的な考え方である陰陽学説や五行学説をもとに、精・気・血・津液の生理・病理・病証、六臓六腑の生理・病理・病証や経絡についても学ぶ。病気を引き起こす原因についても東洋医学的に学んでいく。	1 通	72		○		○			○
22	○		東洋医学Ⅱ	あはき師において臨床では経穴を取穴出来ることは必須である。体表解剖・取穴実習では実際の身体で正確に経穴を取穴していくことを学び、ここでは経脈の名称や流注、経穴の名前を順番通りに覚え、さらに経穴の部位を正確に覚えることによって、取穴するために必要な経絡経穴の知識を学んでいく。	1 通	72		○		○			○
23	○		東洋医学Ⅲ	東洋医学の診断法である四診を理解し、四診から得られる情報を基に証を決定する。さらに、証に応じた治療法、治療穴について学ぶ。また、様々な刺法の特徴についても学んでいく。	2 通	72		○		○			○
24	○		東洋医学Ⅳ	人体各部の経穴を教科書に記載された通りに取穴するために、筋、神経、血管の場所を理解し、実際の取穴法を修得する。	2 ① ②	48		○		○			○
25	○		はき概論Ⅰ	担当講師が外部治療院や学校附属施術所での臨床経験を通じて、はり、きゅうの施術で用いる手技や道具に関する事柄や衛生概念を理解し、系統的な「はり」「きゅう」の各施術をおこなうための基礎的理論を養う科目です。	1 ①	24		○		○			○
26	○		はき概論Ⅱ	衛生的で安全な鍼灸臨床を実践するために、衛生管理と感染防御に関する知識と技能を身につける。	1 ①	24		○		○			○
27	○		はき概論Ⅲ	2年次の「身体診察実習」と「運動器系疾患実習」から3年次の「あはき臨床実習」を履修する上で必要不可欠な鑑別診断能力を養うために運動器系疾患の病態やその病態に対する問診事項から身体診察方法について学ぶ。	1 ③	24		○		○			○
28	○		はき理論Ⅰ	鍼・灸による生体の反応や作用について理解し、患者さんに説明できるようになるために、解剖学・生理学の知識を基に治効の理論を修得する。	2 ③	24		○		○			○
29	○		はき理論Ⅱ	鍼灸刺激に対する生体の反応を学ぶことで鍼灸施術の治効を理解する。刺激に対する感受性、反応(反射)、などの自然治癒力にかかわる西洋医学的な生体メカニズムを理解する。	3 ①	24		○		○			○
30	○		はき臨床診察学Ⅰ	はき臨床の中で病態の鑑別をする上で医療面接(Medical Interview)と身体診察(Physical Examination)が的確にできるかが大きく影響します。ここでは、患者の身体の状態を総合的に診るための医療面接と身体診察の目的と意義並びにそれらの技術の基本を学んでいく。	2 通	72		○		○			○
31	○		はき臨床診察学Ⅱ	1年時に学んだ人体についての解剖学・生理学をもとに、人体の機能が正常に働かなくなった状態である疾病についての概要を学んでいく。	2 通	72		○		○			○
32	○		はき臨床診察学Ⅲ	東洋医学概論で学習した診断、治療を応用し、症状に対する考え方から証立て、配穴、治療法を学習する。	2 通	72		○		○			○
33	○		はき臨床診察学Ⅳ	はき臨床でも遭遇する疾患のあはき治療の適応と不適応の鑑別ができる能力を取得するために、各疾患の概念、原因、主症状、検査所見、予後について学習していく。また、臨床に必要な診察および治療に関する医学知識ならびに技能の概要を理解する。	3 ①	24		○		○			○
34	○		社会はき学Ⅰ	現代社会において鍼灸治療の需要が増えている高齢者、子ども、女性、スポーツ傷害の治療に対応するために、その世代や状況にみられる身体の特徴や特有な疾患について学び、安全かつ有効に治療するための知識を習得する。	3 ③	24		○		○			○
35	○		社会はき学Ⅱ	免許を与えられて施術を行う責任感を持てるように、あはき法や他の医療関係者の法規、医療関係の法規について理解する	3 ①	24		○		○			○
36	○		基本はりきゅう実技Ⅰ	正確かつ衛生的で安全に刺鍼を行えるようになるために、基本的な操作や鍼の基礎知識、必要な衛生的知識、施術者としての心構えを修得する。	1 通	##			○	○			○

37	○		基本はりきゅう実技Ⅱ	正確かつ衛生的で安全に施灸を行えるようになるために、基本的な操作や灸の基礎知識、必要な衛生学的知識、施術者としての心構えを修得する。	1 通	##			○	○	○								
38	○		基本はりきゅう実技Ⅲ	鍼灸臨床の場で十分活躍できるようになるために、体表から触れることのできる骨、筋肉、動脈拍動部の正確な触れ方と、経絡の流注及び経穴の取穴方法の実践を修得する。	1 通	72			○	○	○								
39	○		応用はりきゅう実技Ⅰ	前期は東洋医学概論で学習した診断、治療の考え方を学ぶ。また東洋医学的な医療面接や四診から証立てや配穴を導き出し、治療に必要な技術を学ぶ。後期は症例報告の現病歴と診察初見から病態を把握し、対応・生活指導及び治療の一連の流れを学ぶ。症例報告に記載された治療内容を実践する。	2 通	72			○	○	○								
40	○		応用はりきゅう実技Ⅱ	鍼灸医学の治療法には様々な対応方法がある。施術者は一つの治療法のみで固執することなく、患者の様々な愁訴、要望に合わせて最も効果的な治療方法を選択しなければならない。外部治療院や学校付属施設での臨床経験を活かして、伝統的な刺灸法や灸灸法を実践できるようにすることを目的とする。	2 通	72			○	○	○								
41	○		はき適応疾患実習Ⅰ	鍼灸にかかる患者の訴えで最も多い症状である腰痛・腰下肢痛・頸上肢痛・膝痛・五十肩などの整形外科系運動器疾患に対する正確かつ衛生的で安全な鍼灸施術を身につけるために、問診と身体診察による病態把握に基づいた具体的な治療方法の基礎を修得する。	2 通	72			○	○	○								
42	○		はき適応疾患実習Ⅱ	臨床に出た際に直ぐに使える技術を習得するために、基礎理論をふまえて各疾患に対し、診察・診断・治療ができる。	3 通	72			○	○	○								
43	○		臨床実習Ⅰ	外部治療院や学校付属施設での臨床経験を活かして、はりきゅう施術における基本的臨床能力を想起させるために付属施設内にて臨床実習を行う。主に附属はりきゅう施術所にて行う。はりきゅう施術を実際に受けることで、これからどのような行為について学んでいくのかを認識する。また、教員、施術所スタッフの臨床を見学することで自らこれから何を学習すべきなのかの理解を深める。	1 通	45			○	○	○								
44	○		臨床実習Ⅱ	学内の附属施設所や外部の施術所、呉竹メディカルクリニック、学外の診療所、大学附属病院などの現代西洋医学の医療施設、および介護関連施設（デイケア、デイサービス等）、スポーツ関連施設での見学実習を行う。医療・介護・スポーツ現場の見学を通じて、医療人としてのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の役割について理解し、どのように医療に係わるべきかを学習することを目的とする。	2 通	45			○	○	○								
45	○		臨床実習Ⅲ	市中のあはき治療院での見学実習を行う。医療人としてのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の役割について理解し、どのように施術に係わるべきかを学習することを目的とする。実務経験のある臨床実習指導者講習会修了の開業鍼灸師の指導のもと	2 通	45			○	○	○								○
46	○		臨床実習Ⅳ	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としての自立に向け、施術チームの一員として指導教員の指導・監督の下、外来患者の診察、あはき治療の適不適の鑑別、治療計画、基本的治療技能、診療録への記録を含む患者マネジメントを実践し、臨床に携わる者としての態度、ならびに臨床能力の基礎を理	3 通	45			○	○	○								
47	○		臨床総合講座Ⅰ	日常の人間関係を良好に保つ能力を身につけるために、自己理解を深め、コミュニケーションの知識と技法を修得する。医療の現場において様々な患者に接し対応するためには、患者の心理状態を理解し、思いやりのある心と態度が必要である。患者との様々な場面を想定し、患者への対応に必要なコミュニケーション技法の習得を目指す。	1 ② ③	48		○		○	○								
48	○		臨床総合講座Ⅱ	代替医療や統合医療におけるあはきの位置づけや役割を理解し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としてわが国の衛生状態の向上の一助となるために、医療の歴史についての知識を習得する。	2 ①	24		○		○	○								
49	○		臨床総合講座Ⅲ	今までに学んだ「病理学」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につける。	3 ③	24		○		○	○								
50	○		臨床総合講座Ⅳ	今までに学んだ専門基礎分野・専門分野の科目のうち、東洋系の科目（東洋医学概論・経絡経穴概論・東洋医学臨床論）の国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ①	24		○		○	○								
51	○		臨床総合講座Ⅴ	「国民衛生の動向」のデータを参考にしながら、様々な統計を確認し、重要なデータを理解してもらいます。「医療概論・公衆衛生学・関係法規」として国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為に必要な力を身につけても	3 ② ③	48		○		○	○								
52	○		臨床総合講座Ⅵ	今までに学んだ「東洋医学概論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいま	3 ② ③	48		○		○	○								
53	○		臨床総合講座Ⅶ	今までに学んだ「経絡経穴概論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいま	3 ② ③	48		○		○	○								
54	○		臨床総合講座Ⅷ	今までに学んだ「東洋臨床診察治療学」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいま	3 ② ③	48		○		○	○							○	○

55	○	臨床総合講座 Ⅹ	今までに学んだ「はき理論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、「はり理論」「きゅう理論」として国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。また、はり理論、きゅう理論、生理学、その他関連科目とのつながりを確認し、解説をしつつ補充していきます。	3 ② ③	48	○	○	○				
56		○ 病態生理Ⅰ	【内科診断学】はき師が医療連携を行っていくために、内科の診察法を理解するとともに、その評価方法についても学習する。	2 ①	24	○	○	○				
57		○ 病態生理Ⅱ	【整形外科学】はき師が医療連携を行っていくために、整形外科の診察法を理解するとともに、その評価方法についても学習する。	2 ② ③	48	○	○	○				
合計				57科目		2742単位時間(108単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1学年の学期区分	3期
	1学期の授業期間	12週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。